

令和8年7月13日 14時00分
資料配布 近畿地方整備局
淀川河川事務所

桂川(直轄管理区間)掘削土石 の採取事業者を公募します

淀川河川事務所は、河川整備計画に基づく河川改修事業により、河道掘削で発生する土石について、公共事業へ優先利用した後の土石を対象に、採取を実施する事業者を公募します。

- 【申込期間】 令和8年7月15日(水)から令和8年8月17日(月)まで
- 【対象土石】 河川管理者が河道内で掘削し、仮置きした土石
- 【予定採取量】 約5,000m³
- 【採取期間】 令和9年1月15日まで
- 【その他】 土石採取料等が別途徴収されます

＜取扱い＞ 令和8年7月14日 朝刊以降

＜配布場所＞ 京都府政記者クラブ、京都市政記者クラブ

＜問合せ先＞ 国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所

副所長

やま
矢間
わかすぎ

占用調整管理官

若杉

たかし
孝司

くにお
久仁夫

TEL 072-843-2861(代)

FAX 072-841-3443

桂川（直轄管理区間）掘削土石 の採取事業者を公募します

1. 公募の趣旨

近畿地方整備局淀川河川事務所は、河川整備計画に基づく河川改修事業により、河道掘削で発生する土石について、公共事業への利用を優先した後の土石を対象に、採取を実施する事業者を公募します。

2. 公募の概要

（１）掘削土石採取の基本的な考え方及び採取量等

- ・河川管理者が掘削し、採取場所に仮置きした掘削土石を、土石採取者が採取するものです。
- ・仮置きする掘削土石の河道掘削事業箇所及び土石採取者が採取できる予定数量は以下のとおりです。ただし、採取量は今後の事業の実施状況等により変更することがあります。

河道掘削事業箇所及び 予定数量	京都市伏見区羽束師地区 約5,000m ³
--------------------	----------------------------------

- ・申込み者から提出された資料を審査し、土石採取者を決定します。土石採取者として決定された者は、河川法第25条（砂利等の採取の許可）及び砂利採取法第16条（砂利採取計画の認可）の他、必要に応じて河川法第24条及び第26条第1項（工事用仮設備の許可）に基づく許認可の申請が必要となります。
- ・決定した土石採取者が複数となり、希望採取量合計が採取可能数量を上回る場合には均等割により採取量を決定します。

（２）掘削土石の採取場所

- ・掘削土石の採取場所は以下のとおりです。

京都市伏見区羽束師地区

（３）掘削土石の採取期限

- ・掘削土石の採取期限は、令和9年1月15日までとします。

（４）土石採取料等

- ・河川法の規定により、京都府条例に基づき土石採取料が徴収されます。
- ・砂利採取法の規定により、手数料を納付しなければなりません。

(5) 応募資格要件

- ・主な要件は下記のとおりです。

協業化された協同組合として、京都府において砂利採取法第3条に定める砂利採取業者に登録されている者または登録申請手続き中の者。

なお、登録申請手続き中の者は、令和8年8月17日（月）までに登録を完了し、登録通知書の写しを提出すること。令和8年8月17日（月）までに登録通知書の写しの提出がない者は土石採取者となることはできません。

(6) 応募申込手続き

- ・採取希望者は、別途実施する現場説明に参加のうえ、採取計画概要書、誓約書等の書類を令和8年8月17日（月）までに近畿地方整備局淀川河川事務所に提出する必要があります。

(7) 審査について

- ・近畿地方整備局淀川河川事務所は提出書類により参加資格の確認を行います。
- ・土石採取者審査は、下記のとおりです。
 - ① 掘削土石の運搬・処理能力
 - ② 交通安全対策の具体的な方法
 - ③ 公道汚濁防止や騒音防止の具体的な方法
 - ④ 業務主任者の資格
- ・審査結果通知日 令和8年8月26日（水）予定

3. その他

詳しい募集内容（要項）や申請内容については、令和8年7月15日（水）に淀川河川事務所ホームページに掲載します。

(<https://www.kkr.mlit.go.jp/yodogawa/>)

